

132

特255

688

明國體三千年史の大略

文學博士 遠藤隆吉



始



特255
688

明國體 三千年史の大略目次

第一 神話時代の日本



神話
氏族制度
第一
第二
第三
外國の影響
交渉
氏族制度の政治的破壊
中央集権の出現
(奈良平安兩朝の文明)

第四 郡縣治下の日本

(奈良平安兩朝の文明)

第五 中央部の腐敗と地方武士の勃興

第六 幕府の開設

目次



第七 階級主義の時代

- a 頼朝と北條氏
- b 勤王の士
- c 徳川氏の治世

第八 四民平等の御世

- a 士農工商
- b 官吏と人民
- c 特權あるものなし

第九 斯道の實現

- a 儒佛の同化
- b 耶蘇教の同化
- c 西洋學術及思潮の同化

第十 外國文明の同化

結論 世界に於る日本

國體 三千年史の大略

第一 神話時代の日本

a 神話

何れの國にも神話がある。神々の活動に關する傳説である。中には神怪無稽のものもあるが一概に排斥すべきでない。何れも其の國民性を反映するにあらずるはなしといふべきだ。吾が日本にも亦一種の神話がある。普通人の行動としては到底解釋出來ないものも多いのである。

吾國の神話は天地剖判より獨化三神が生じ、次いで耦生神が生じ、其の最後に伊邪那岐神、伊邪那美神二神の降生となり、二神が「あのごろじま」を作り、更に諸國山川草木を經營し給ひしとに始まる。女神が喪せ給ひし時男神之を見んとて却て其の怒りに逢ひ給ひしとより、天照大神外二神を生み給ひしとに及び、天照大神が其の弟神須佐之男命の暴狀を怒りて天の岩屋に隠れ、天地晦冥

となり漸く慰め奉りて再び明るくなりしとに至り、須佐之男命が出雲の國、簸の川上に至りて八頭蛇を斬り、奇稻田姫を娶りしとに至り、大國主神の活動に入り、天孫降臨となるのである。其の間に種々面白い話がある。

けれども神話を通じて之を大觀する時は吾等は其處に國民性の根柢といふべき者あるとを認めざるを得ない。

b 生々觀

日本國民性の根柢をなすものは其の世界觀人生觀の生々的なものである。即ち宇宙は不斷生々しつゝありとして觀察するとは是れである。西洋人も此様に宇宙を觀察した。故に自然を *Nature* といふ。「生ずる」といふ意味の拉典語 *Genesis* から來たのである。古事記の開卷冒頭に

天地の初めて開けし時になりませる神の御名は天御中主神云々

とある。神其者も生々せられたるものである。而して神産巢日神御高産巢日神は神として最も生々的なものであつたのである。岐美二神も亦然り。二神は大八洲を造り山川を導き草木を植ゑ、最後に天照大神、須佐之男命、月讀命を生み給ふ

た。天照大神は天高原に在して皇孫瓊々杵尊を大八洲に遣はし、三種の神器を授け給ふた。此れから聖子神孫相ひ承け、神武天皇に至り、皇統連綿として未來永劫窮りなし。神武天皇以後を人皇の代といひ、其の以前を神代といふ。而も皇統は一系である。

其の一系の皇統より岐れ出でたるものが即ち人民である。勿論其の出自の明かでないものも多い。而して古代は皆氏族をなして居た。氏族に就いては後に至りて説明する。日本人には生々觀が強いから生系を重んじ、家柄を貴んだ。本末を明かにし幹枝を正しよするとを勉めた。

c 氏族制度

古代の人は皆氏族をなして、其の内に生活して居た。世界何れの國も此組織をなして居たのである。希臘羅馬に於ても此制度は著るしく發達して居つた。同一氏族の青年は一隊となつて戦争に出た。氏族は同一祖先から降生せる人間の集合團體であつて、其の内部には家族があるわけだが、家族としての意味はない。即ち生活の單位が氏族であつて、氏族の長が其の族人を統御して居るのである。

氏族の長を或は氏上といひ、又更に後世になつては氏の長者といふた。氏族は何れも氏族の祖神を祭る。之を氏神といふ。

大國主神は子百八十人あり、高御産巢日神は子一千五百人ありなどいへるは氏族に屬する人のとである。

氏族は一定の職業を有つて朝廷に仕へた。其の仕事に従事する者を部曲といふ。又品部ともいふ。例へば中臣部は祭祀を掌り、久米部物部は軍務に従ひ、弓削部矢作部は弓矢の製造に従事し、鏡作部玉作部は鏡や玉を作るを業とした。百八十部の稱がある。氏族にして一定の職業のないものもある。即ち地方に居住して農業に従事して居るものゝ如き是れである。

「かばね」といふのは今日の爵の様のもので家柄を示めすに足りる。國造縣主村首などいふは元は職名だつたが後には「かばね」となつた。臣、連などいふのも亦「かばね」である。其の中の代表的なるものを大臣、大連といふた。氏族の長でも「かばね」を賜はらないものもある。賜はつた者を總稱して伴造といひ、其の數が多く、八十伴緒と呼ばれた。「かばね」は家柄を示めすものだから始めから判然と定められ

た譯でなかつた。故に次第に紊れた。天武天皇の朝、真人、朝臣、宿禰、忌寸、道師、臣、連、稻置等八等の「かばね」を定められた。

日本も此儘であれば極めて簡單であり、極めて平和であつたのである。氏族制度は開闢以來神武天皇を経て孝徳天皇に至つて居る。

第二 外國の影響

a 外國との交渉

神武天皇即位元年即ち紀元元年は支那に於ては周惠王の時に當り西洋紀元前六百六十一年である。孔子の生誕は第二代綏靖天皇三十一年である。朝鮮は三國に分れ、又大迦羅あり、新羅に攻められ、崇神天皇の時救ひを日本に求めた。然れば朝鮮支那より日本に歸化したものも少くなかつた。垂仁帝の忠臣田道間守は新羅の歸化人の裔である。應神天皇即位元年は支那に在りては三國時代の魏が亡びて晋の時代となつて居る。其の前即ち三國時代、後漢時代、前漢時代に日本と支那との交通のあつたとは明かである。前漢末の支那貨幣が発見されたり、又支

那の書に倭國といふ名もあるので分る。けれども支那が日本に大影響を與へたのは、朝鮮を通じて、あつて主として神功皇后の三韓征伐以後のとである。今左に之を述べん。

b 儒教

應神天皇の時百濟より阿直岐が來り皇子菟道稚郎子就いて學ばれ、十六年百濟の王仁が論語千字文を奉つた。此れが漢學傳來の始めである。分けて言へば漢學は

第一 文字を傳へた。日本では其の便利を知り、史官を置いた。

第二 漢學には道德の名目、道、仁、義、忠、孝、其の他の稱呼があるので教育上非常に好都合であつた。

第三 漢學は二帝三王を教へ、徳政を示めしたから、一天萬乘の天子を戴く思想を促がし、氏族制度の内に拘泥するの思想を擧げた。

此くして漢學は大體に於て日本に取りては好い影響を與へた。

朝廷に史官が出來、歸化人の子孫が多く任命せられた。就中東文氏西文氏が

最も著はれた。繼體天皇の時には百濟より五經博士が來た。

c 佛教

佛教は欽明天皇十三年應神天皇十六年を距る二百十七年百濟佛像經論を貢したるを始めとする。佛教は印度に起つた一つの宗教である。故に

第一 佛像といふ禮拜の對象を有つて居る。儒教が唯人倫道德を説くのと違ふ。此に於てか、神を崇敬する日本に取りては大なる刺戟となり、拜むべし、拜むべからずとの論が分れた。けれども拜むべしといふ議論が勢力を得た。

其の代表者は蘇我氏であつた。推古天皇の御代聖德太子は佛教興隆に力を盡くされ非常に行はれた。

第二 佛教は其れに特有なる建築や佛像製作其他の藝術を齎らした。

第三 佛教は慈悲忍辱を教へた。此れが日本に取りては大なる刺戟であつた。

第四 佛教は因果應報の理を教へ、厭世出離の念を起さしめ、又無常觀をなさしむる者なれば此點に於て大影響を與へたとはいへない。

第五 佛教は寺院を建て、諸人を集め、又佛像に禮拜するものなれば氏族の内

に拘泥するを許さず。従つて氏族制の上に大影響を加へた。

飛鳥時代(欽明天皇十三年より大化元年に至る百二十三年間をいふ。又、推古天皇の御代より文武天皇の御代までを稱することもある。)に於ては聖徳太子の佛教興隆を中心として非常に繁榮し奈良朝に入りては更に盛んになつた。

第三 氏族制度の政治的破壊

(中央集權の出現)

此く儒教佛教が氏族制度を破壊する傾向があつたと同時に氏族に於ても大なる弊害が生じて來た。其れは氏族が各々土地人民を私有するがために動もすれば驕傲皇室をも凌がんとするの勢ひを呈したることである。蘇我入鹿の如きは己れの家を宮門カミと稱し、子を王子ウジと呼ぶに至つた。此れより以前蘇我氏は世々横暴であつた。此に於て孝徳天皇大化二年入鹿の誅せられたのは大化元年氏族制を廢して郡縣制とした。從來氏族の私有せし土地人民は皆朝廷の土地人民となつた。諸國には國司郡司を置いて、中央より人を派して之に任じた。是に於て從來の氏族の長は心に快からず思ふた。乃ち從來己れの治めて居た人民土地が全く別人に由りて統轄せられるとになつたからである。

中央政府から任命された役人が地方へ行いて國司郡司になるからには交通の便を考へなくてはならぬ。驛馬傳馬なども出來た。けれども中々遠方へ行くには時日を要するから中央と地方との連絡は良くは行はれなかつた。

氏族制は政治的には意味はなくなつたけれども社會的には依然として勢力を有つて居た。即ち人々は皆其の祖先を祀り、己れは何の氏に屬するかを自覺しつゝあつたのである。今日に至るまで氏神の崇拜は已まない。各人皆氏子である。元旦には氏神より天照大神の玉串を拜し、六月十二月には大祓を受けて居る。此れが日本の根本である。

第四 郡縣制治下の日本

(奈良平安兩朝の文明)

氏族制が廢せられて郡縣制となりたる日本は第一、支那(唐時)に倣ひて諸般の制度を定めた。大化改新の詔勅は其の一つであるが天智天皇の近江令文武天皇の大寶令等亦是れである。殊に大寶令は永く吾が國政治の基準となつた。明治十

欽明天皇	(千九百九十九年)	在位三十三年
敏達天皇	(千二百三十二年)	在位十五年
用明天皇	(千二百四十五年)	在位三年
崇峻天皇	(千二百四十七年)	在位六年
推古天皇	(千二百五十二年)	在位三十七年
舒明天皇	(千二百八十八年)	在位十四年
皇極天皇	(千三百零二年)	在位五年
孝德天皇	(千三百零五年)	在位十年
齊明天皇	(千三百一十四年)	在位八年
天智天皇	(千三百二十一年)	在位十一年
弘文天皇	(千三百三十二年)	在位二年
天武天皇	(千三百三十二年)	在位十五年
持統天皇	(千三百五十七年)	在位十二年

八年の官制改革までは官制の稱呼は其の儘存続して居た。大寶令の内容に就いては今述べる暇がない。

第二に奈良平安時代の文化を將來したとは注意すべきだ。先づ第一に佛教だが佛教は奈良朝以前に於て聖德太子は三經疏を作らせ給ひ、更に大に法隆寺四天王寺法興寺を建てさせられた。其の中の工藝品には希臘風のものもあるのは注意すべきだ。奈良朝に入りては聖武天皇東大寺を造らせられ、諸國に國分僧寺國

文武天皇	(千三百五十七年)	在位十一年
元明天皇	(千三百六十七年)	在位九年
元正天皇	(千三百七十五年)	在位十年
聖武天皇	(千三百八十四年)	在位二十六年
孝謙天皇	(千四百零九年)	在位十年
淳仁天皇	(千四百十八年)	在位七年
稱徳天皇	(千四百二十四年)	在位七年
光仁天皇	(千四百三十二年)	在位十二年
桓武天皇	(千四百四十一年)	在位二十六年
平城天皇	(千四百六十六年)	在位四年
嵯峨天皇	(千四百六十九年)	在位十四年
淳和天皇	(千四百八十三年)	在位十一年
仁明天皇	(千四百九十三年)	在位十八年

分尼寺を建て天下泰平を祈らせられた。歴代の天皇皆佛教を崇信せられ名僧輩出し、外國からも唐の鑑真、林邑の佛哲、印度の菩提などが來た。當時の佛教は南都六宗といふものである。

漢文學には吉備眞備阿倍仲麻呂、石上宅嗣淡海三船等が出た。懷風藻といふ最初の詩集が見られた。又萬葉假名が出來て、萬葉集が編せられた。二十卷四千四百餘首の歌集である。吾國民の氣象を發揮せる堂々たるものである。古事記、日本書紀も此時代

文徳天皇	(千五百十八年)	在位九年	の産物である。
清和天皇	(千五百三十八年)	在位十九年	平安朝時代になり宮廷に於か
陽成天皇	(千五百四十六年)	在位九年	せられても漢文學を好ませられ、
光孝天皇	(千五百四十四年)	在位四年	民間にも文人輩出した。嵯峨淳
宇多天皇	(千五百四十七年)	在位十一年	和の兩朝には凌雲集、文華秀麗集
醍醐天皇	(千五百五十七年)	在位三十四年	經國集等勅撰の詩集が出た。
朱雀天皇	(千五百九十年)	在位十七年	佛敎も平安朝時代に入り最澄
村上天皇	(千六百零六年)	在位二十二年	空海に由りて天台真言の二宗が
冷泉天皇	(千六百二十七年)	在位三年	興隆せられ、奈良の六宗は衰へた。
圓融天皇	(千六百四十九年)	在位十六年	奈良時代にも神佛を調和せんと

する思想はあつたが平安朝に入りては神社に神宮寺を設け、神に菩薩號を興へ、神前にて讀經し、寺内に鎮守の神を祀り、更に本地垂跡の説をなした。けれども佛敎が勢力あるのは要するに祈禱のためであつた。

平安朝になつてから國文學が興つた。片假名平假名の發明せられたためであ

る。紀貫之は土佐日記を著はし、又敎を奉じて古今集を撰した。其れから後、才媛輩出した。源氏物語は紫式部により枕草紙は清少納言によりて書かれた。

第五 中央部の腐敗と地方武士の勃興

中央集權によつて皇室の權力は非常に強くなり、律令を定めて天下を統治しつゝあつたが茲に種々なる原因があつて中央政府を腐敗せしめ、従つて地方をも紊亂せしめた。

其の第一の原因は貴族の專權である。飛鳥朝の時、蘇我氏が權を専らにし、遂に大化の革新となつたが天智天皇の時、中臣鎌足大功を立て、より子孫四家に分れて皆勢力あり、橘氏を抑制し、平安朝に入り、殊に甚だしく菅原道真に抑制せられんとしたが却て道真を讒謫し、己れと競ふ者なきに及びては一族相ひ争ひ、且つ華奢風流を事とし、詩歌管絃に耽り遊惰風をなした。專權者たる藤原氏があれば朝廷に於ても面白からず思はせられ、他の氏族も怨嗟するは當然であつて、政綱も亦従つて弛むだ。

第二は太平時代に於る寺院の餘弊として祈禱念佛法會などに日を費やし士民柔弱に流れ、國文學の流行、才媛の輩出と相ひ待つて淫靡の風は社會を靡かせた。之れがため中央政府より任命せられたる官吏も地方に行くとを好まず、都に留まつた。従つて中央政府の命令は地方に達しない。

第三は此くして地方の豪族は各々勝手氣儘なる振舞をなすに至つた。又國司郡司等は任滿ちても都に歸らず、土地を拓いて莊園を作つた。而して豪族となり、多くの人民を養ふて其の土地を耕やさしめ、之を家の子郎党といふた。其の中に兵馬を習へる武士が出来た。中央政府の命令が届かぬため豪族の下に集まり保護を受けんとするもの多く、武士は愈々増加した。其の中で最も著はれたる者は源平二氏の一族であつた。

中央政府の腐敗は地方に武士を生じ、武士は藤原氏一門の人々の爪牙となり、却つて中央に於て認められるやうになつた。

第六 幕府の開設

a 頼朝と北條氏

頼朝が幕府を開いたのは日本に於る一大變革である。如何なる順序を経たるのか。先づ頼朝の武門武士なることを知らねばならぬ。其の武家が同じ武家なる平氏を亡ぼしたのである。源平二氏は地方の豪族であつた。一方京都に於ては藤原家の内訌が絶えなかつた。其の度毎に源平の武士を連れて來て爪牙とした。其の喧嘩の大きいものが第一は保元の亂であり、第二は平治の亂である。保元の亂に於て源平二氏が勢力を得。平治の亂に於て平氏が獨り權勢を得た。而して清盛は太政大臣となり、一族の領有する所天下に半ばするに至つた。頼朝は源氏の嫡男である。父の仇なる清盛、横暴なる平氏を討たんとし、以仁王の令旨を奉じて兵を關東に擧げ、終に平氏の一族を亡ぼした。自身は鎌倉に居た。鎌倉は源氏に取つては縁故の深い地であつたからだ。而して北條時政を京師に遣はし行家、義經の徒逃竄して輒ち搜し捕へ難し、若し聞くに従つて兵を發する時は郡國虛耗し其の費はかられず、請ふ臣をして諸國に守護を置き、莊園に地頭を置き、所在に就き擒獲せしむれば則ち勞せずして自ら定まらん、兵糧の如きは

段毎に米五升を課して以てこれに充てんと奏請した。詰り己れの家の子郎黨を以て天下の役人としようといふのであつた。其れでは朝廷は全然用のないものになつて了ふから後白河法皇も容易に許し給はなかつたが、時政が抗辯するので已むを得ず許し給ふた。是れで兵馬の權は全然臣民に移つて了ふたのである。頼朝は征夷大將軍として幕府を開いて了ふたのである。其れ以前にも征夷大將軍はあつた。坂上田村麿の如く。けれども天皇の命を奉じて天皇の兵を率ゐて不逞を征するに過ぎなかつた。今回は然らうでない。己れの家の子郎黨を以て天下を治めるとになつたのである。日本に於る一大變革であるといはねばならぬ。

頼朝が死んで其の子頼家、實朝は征夷大將軍に任ぜられたが、實權は北條氏に在つた。北條氏は平氏なるがために征夷大將軍になるとが出来ない。京都から征夷大將軍となる人を迎へて己れは執權といふ名稱の下に權力を専らにし九代高時に至つて滅びた。

時政、義時、泰時、經時、時頼、時宗、貞時、師時、高時

其の間に於て泰時の如きは名主と稱せられた。又時宗は元の使を龍の口に斬り、次いで元寇を撃破した。十萬餘の蒙古勢を破つたとは實に痛快である。大日本帝國の氣焰を擧げたものだ。然れば東湖の正氣歌にも忽揮龍口劍。虜使頭足分。忽起西海颶。怒濤殲胡氣とある。日本男兒の意氣、日本男兒の正義の觀念を發揚したるものである。北條氏が權を専らにして居るといふとは全體の上より見れば善くないとはあるが、時宗の處置は頗る善かつたのである。日蓮上人の出したのも此頃である。上人は上總の人で、天台學を修め、法華經を以て無上の經典となし、之を信ずるとを教へ、南無妙法蓮華經の題目を唱ふるの行をなすべしとなした。

b 勤王の士

北條氏全盛時代には諸國の士、皇家を懷ふものなきにしもあらずと雖も已むを得ず皆雌伏し因循以て其の日を送りつゝあつたのである。一方朝廷に於かせられては承久の變の如く、王政復古を忘れ給ふとはなかつた。後醍醐天皇に及び、楠木正成が兵を起してから、新田義貞も亦起つて鎌倉を攻め落した。何れも北條氏

の専權は日本に取りては變態なるを認め、天皇親政の古に復さんとを熱望しつゝ、あつたのである。勿論楠木正成、新田義貞共に北條治下の人であつたのである。故に正成も

北條高時の命を受けて紀伊有田郡保田莊々司湯淺氏の亂を征したことがある。

又義貞は

鎌倉勢に加はつて正成の據る金剛山千早城を圍んだが、竊かに大塔宮護良親王の令旨を得、意を決し、病といつはつて本國に引返し、元弘三年五月八日の早朝上野新田郡生品明神の社前に於て旗上げし、大義の爲めに討死を覺悟して鎌倉に向つた。

此れ實に斯道の滅びない所である。兒島高德、名和長年何れも斯道を明かにし、後醍醐天皇は隱岐より還幸せられ所謂建武の新政を斷行せられた。然るに人心は新政を去つて武家政治の昔しを慕ふた。此機に乗じて足利尊氏は人心を收攬せんとし、多く將士に私恩を施し、義貞を討つを以て名として朝廷に叛いた。後醍

醐天皇は神器を奉じて吉野に遷幸せられた。

尊氏は賊名を避けんがために擅に持明院統を立て、天皇と稱した。此れから光嚴院、光明院、崇光院、後光嚴院、後圓融院、後小松院(千九百九十一年より二千五十年まで)の所謂北朝の天子があり、南北兩統と稱せられ、正閏論が起り、時は議論區々たるものもあつたが、南朝が正當であるとは判然して居る。故に明治四十四年十月文部省の名を以て北朝の名を廢した。南北對立は五十七年、其間所謂南朝は吉野に在らせられた。故に或は吉野朝廷と申し上ぐるけれども、其の實は朝廷が吉野に在らせられたに外ならない。

尊氏の死後、義詮、義滿、義持、義量、義教、義勝、義政、義尙、義植、義澄、義晴、義輝、義榮、義昭等相ひ次いで將軍に任ぜられ、京都に在り、鎌倉には其の同族を管領として置いた。けれども管領は代々將軍に反抗し、京都の幕府も亦其の臣下の専横に困しみ、「下剋上」の風が足利時代を風靡した。其の根本は足利高氏が擅まゝに天皇を稱せしめ、日本の國體を紊りしに在りとなさねばならぬ。斯道の明かならざる此の時より甚だしき者はない。而して所謂戰國時代となつた。

伊達氏 仙臺青葉山城を中心とし陸前より四方に勢力を振った。政宗が最も有名。
北條氏 小田原城を根據とし關東大半を平定支配した。早雲・氏綱・氏康の三代にわたり名將として有名。
武田氏 早斐甲府に據り、甲斐一國を領し更に其勢は信濃に及び上杉謙信の勢力と争つた。
上杉氏 越後春日山に據り北越に雄飛し、關東に出兵して北條氏康と戦つた。
今川氏 駿河の駿府に據り駿遠參三國を領し西上せんとして桶狭間にて信長に破られた。
織田氏 尾張清洲に據り尾張を平げ更に三河・美濃を取り近畿をも經略した。
尼子氏 出雲富田城に據り一時山陰に雄飛したが、後毛利氏に滅ばされた。
毛利氏 安藝の吉田に起り、陶晴賢を亡ぼして後大内氏の勢力を襲ひ、中國に勢力を振った。
大友氏 豊後に起り豊前・筑後・肥後をも侵略し勢盛であつた。
島津氏 薩摩の鹿兒島に據り大隅・日向を併せ南九州に勢を振った。

○ 徳川氏の治世

家康は秀吉の後を受けて天下を一統した。一統したとは言ひながら前田、島津、毛利の如き大名は勿論、其の他の多くの諸侯も心から服従するのではなく、據るなく之れに歸順して居る丈である。故に徳川將軍も之を待つに客禮を以てし參勤交代で江戸に上り來る時は品川まで出迎へたといふとである。出迎へなくなつたのは三代將軍家光からである。家光は諸侯を集めて

父祖の時代に在りては卿等を遇するに客禮を以てしたが余は生れながらの征夷大將軍である。今後は客禮を廢するから不服の者は申出でられよといふた。諸侯は唯々諾々服従して了つた。徳川氏は諸侯の或は反旗を翻さんことを恐れ外様譜代親藩とを入り混へて配置した。家康の開いた幕府は此くして定まつたが、さて其の内部の文明は如何といふに家康は儒學を獎勵し頓に勃興した。

藤原惺高 家康に招かれて學を講じた。朱子學を祖述し、宋明の諸學派を加味し、神道をも融合せんと試みた。
林 羅山 惺高の弟子であるが純然たる朱子學を唱へ極力異學を排斥した。家康に仕へて子孫長く幕府の學問を掌つた。
木下順庵 林家から出て木門一派を立てた。新井白石・室鳩巢・兩森芳洲等はその門人。
山崎闇斎 田産の代りに道義を子孫に傳へんとするのがその精神であつた。京都に出て開齊學を創設し垂加神道を提唱した。大義名分を明かにし、我が國民思想の上に顯著な貢獻があつた。
貝原益軒 博學叢書で、五常訓・大和俗訓などの平易な書物を著し、教化に貢獻するところ大。
中江藤樹 心の鎮静と實行とを重んずる陽明學をとり入れ、書齋に書を講ずるに満足せず、知行合一の精神に基いて實踐躬行し、近江聖人として郷里の人々に深い感化を與へた。
熊澤蕃山 藤樹の門下で岡山の池田光政に仕へて善政を行つた。
佐藤一齋 天保の頃に出た陽明學者で、神道の研究も併せて行つた。門下の佐久間象山は幕末に志士として活躍。

大鹽中齋 幕末窮民の悲境に同情し憤激して大阪に亂をなした。陽明學の研究に於て一世の師表。
 山鹿素行 博學で、江戸・赤穂等に經學を講じ別に兵法學に於て一家をなし、武士道の大成者として近代の學界に光輝を放つてゐる。「中朝事實」を著して國體の尊嚴性を明かにした。赤穂義士の人々は多くその調陶するところ。
 伊藤仁齋 京都にゐる學徳高く、儒學の道德的方面を一層深く開拓した。門人が全國に遍ねかつた。
 荻生徂徠 漢學の眞精神を掘むために詩文をも漢唐以前に復古して研究すべきことを主張した。主として文學的政治的立場より儒教を研鑽した。

細井平洲 聖學の要は徳を成すにあつて學派にあらずとなし、儒教各派を折衷し、純正公平な立ち場に立つて學究した。
 井上金峨 訓詁を漢註唐疏から取捨し、大義を朱子・王陽明の間に求め、信を文藝に考へてこれを孔子に折衷せんとした。

之れに對して國學者が奮起した。其の重なるものを舉ぐれば

加茂眞淵 萬葉考並に別記、眞淵公美問答、歌意考、國意考、祝詞考等

ふみわけよ大和にはあらぬ唐鳥のあとをみるのみ人の道かは

本居宣長 古事記傳、國號考、大祓詞後釋、直毘之靈、玉かつま、祕本たましくしげ等

さし出づることの日の本の光より高麗もろこしも春を知るらん

平田篤胤 古史成文、古史徴、古史傳、玉たすき、靈能眞柱、古道大意(講演筆記)

人はよく唐につくとも我が杖は大和島根に立てんとぞ思ふ

小説には

金々先生榮華夢 (戀川春町)

鶴鶴返文武二道 ()

鼻峰高漫男 (朋誠堂喜三)

文武二道萬石通 ()

莫切自根金生木 (唐來三和)

心學早染草 (山東京傳)

當世虎之卷 (田螺金魚)

白川夜船 (山東京傳)

兩夜物語 (上田秋成)

忠臣水滸傳 (山東京傳)

椿説弓張月 (瀧澤馬琴)

南總里見八犬傳 ()

朝比奈巡島記 ()

日本永代藏 (井原西鶴)

世間胸算用 ()

武道傳來記 ()

道中膝栗毛 (十返舎一九)

浮世風呂 (式亭三馬)

古今百馬鹿 ()

花暦八笑人（瀧亭鯉丈）

春色梅暦（爲永春水） 等

又元祿時代は一般に奢侈文弱の傾向が強くと世は滔々として華美に流れ、衣服調度の類は贅澤となり、従つて美術工藝の著しい進歩を見た。狩野常信、尾形光琳、英一蝶、菱川師信等の作品は何れも時代の趨向をリードするものである。浮世繪また著しく進歩し、世を舉げて藝術品禮讚に生きるが如くであつた。當時江戸、大阪、京都の三大都の繁華はすさまじく、町人豪奢を極め、處々に歡樂の天國を出現し、情死の流行前後に比なく、井原西鶴、近松門左衛門等はこれを題材として小説戯曲の創作で名を一世に轟かした。三百年の太平は以上の如き各方面の文化を醸成した。

第七 階級主義の時代

士が第一

徳川時代は士を第一位に置いた。士の中にも階級がある。身分の卑いものは、輕輩として賤められ、身分の重いものの中には平身低頭せなければならなかつた。士は弓矢槍刀を習ひ、君の御馬前に死ぬるといふのを以て唯一の覺悟として居た。士を以て庶民の模範とすといふのであるから、武士自身も其の積りで居た。而して多くは漢學を習ふた。武士を第一位に置くといふ階級主義の良否は別として、武士共者として見れば、名を惜み譽を求め、武勇を尙び情弱を卻け、その日の衣食に窮するも利刀を腰にするを誇つたのが、武士氣質であつた。清廉質實を旨とし、利財を卑しむ。たとへ千金を積むも漫りに意志を挫げず、義理を辨へ、情を知り、克く威武に屈せず。下を恵み、弱きを憐れむ美風があつた。「武士に二言なし」とか、君の御馬前とか、仁義の道を勵むとか、凡て應揚であるとかいふやうな長所もあつた。農工商は壓迫されたる階級として一般に卑屈になつて居た。庶民教育は寺小屋で行はれて居た。

寺小屋は一名手習所。維新前の庶民教育の機關。現今の小學校の前身。生徒を寺子といひ、入學することを寺入といつた。男女六七歳の頃入學。十二

三歳で退學。教師は手習師匠といひ生徒よりは御師匠様と呼ばれた。多く平民が教師になつたが、僧侶、藩士、浪士、神官、醫師等も亦寺小屋の教師となつた。一校一教師で、生徒は二三十人から數百人を收容した。

教科は習字が主で、讀書、算術、作文、修身等も授けた。習字は能書を第一目的とし、讀解、應用などの實用的知識を附與することにとめた。習字本には伊呂波、名頭、國名、苗字名、往來もの等を用ゐた。讀書の教科書としては實語教、童子教、古狀揃、孝經、大學及び小學等を男子に、百人一首、女孝經、女大學、女今川等を女子に用ゐた。算術は珠算で、加減乗除から開平開立求積に至つた。

教授法は個別教授で、一人づつ教師の面前に進んで教授を受けた。毎日午前七八時から午後二三時迄。休日は朔日と十五日、二十五日、五節句、祭日である。東脩は随意で、多くは菓子折、節、扇子一對に添へて錢二百文位であつた。五節句、年末年始等には多少金品を贈つた。

b 封建制度

士農工商は各藩に附屬して居た。藩は樊籬の意味で他と判然區別したる境を

いふ。城郭を築き一定の土地人民を所領して居る。他の藩とは何時戦ひが始まるか分らない。徳川時代には大略二百七十あつた。概稱して三百諸侯といふ。其の領内の百姓から貢納する米を武士に給與し、之を養ふて置く。其の貢納は或は加賀の如く百二十萬石、或は前橋の如く十七萬石、或は三十五萬石(水戸)或は二萬石(沼田)などいふ。けれども實際其れ丈はあがらない。之を表高といひ、實際貢納されるものを原石といふ。十七萬石といふても原石は五萬三千石に過ぎないといふ類だ。藩に由りて其の割合は違ふ。武士の祿にしても二千石、五百石、百石、五十石など其の他種々の區別があるが此れとても實際は百石にして八十俵を給せらるゝに過ぎない。又五百石といふても百八十俵に過ぎない。其の割合も各藩一様ではない。

大名石高(慶長年間、單位萬石)

外 様

仙臺	伊	達	六二	會津	蒲	生	六〇
米澤	上	杉	三〇	萩	毛	利	三七

福岡	黒田	五二	高知	山内	二〇
小倉	細川	三六	金澤	前田	一二〇

親藩・譜代

水戸	徳川	二五	名古屋	徳川	五四
福井	松平	六七	佐倉	土井	七
彦根	井伊	一八	桑名	本多	一〇

米が經濟の根本であるから農を重んじたのは當然である。而して藩の總理大臣を家老といひ、最も家柄の高いものだ。殿様が出遊する時は輿の前後に行列を作る。槍挟み、女中、輕輩、武士など仰々しいものだ。徳川氏は諸侯を律すること極めて嚴であつた。家康から吉宗までの間に諸侯の所領一千九百九十九萬石を奪つてゐる。この中には所領全部を奪はれたものもあるが、所領を削られて小さくされたものも多い。福島正則が無斷で城郭の修理をしたといふので廣島五十萬石を奪はれ、川中島で僅に四萬五千石を與へられた如き其の著しい例である。この外參勤交代や城普請、治水工事等で諸侯の財源を涸竭させる方法をとつた。

一體封建制度なる者は其の土地人民を所領し何時戦争が起るやも測られざる有様なれば秘密を守り閉鎖を事とし、他と交通せざるを以て本義となす。江戸の中にさへ所々に木戸が設けられた。四谷の大木戸、本所の關屋など今日に残れる名稱である。人民は籠の中の鳥である。

幕府防備策として一切船の出入を禁じた。淺くて徒涉し得る大井川の如きには輦臺の渡が發案され、又肩車で渡した。是等の交通業に従事したのが雲助である。一朝水が出ると川止と稱して渡しを停止する。川を挟む東西の宿驛、島田と金谷は逗留客で賑つた。輦臺の種類は
大名 本陣に専用の輦臺を備へた。それは朱塗の高欄のついたもの。これに乗駕を乗せて渡る。

同 川方持と稱し本陣に常置する輦臺。これも高欄つき。
侍 半高欄つきと平輦臺があつた。

一臺の自働車があつて一時間の間に三四藩を巡回するとすれば、各藩の秘密は洩れ、閉鎖主義は破られ従つて封建制度は破らるゝものである。如何に封建時代

が憐れな有様であつたか。明治以後の社會は即ち開放的自由的なるものであるとが分るであらう。

c 斯道實現せず

社會の狀勢此くの如くなるに於ては天皇に忠を盡くすといふとを知らざるは明かである。是れ斯道の明かならざる第一である。唯だ將軍家に於ては夙に朝廷を尊ぶを知つて居た。故に敕使の江戸城に向はるゝや、上下擧つて奉迎に勉めた。道中敕使に會する時無位の者は禮をなすを許されない。なす時は重い罰に處せられたといふ。尊ぶの至りである。四十七士の事件も敕使奉迎に關する準備中に起つたのである。此く朝廷を尊むで居たが一般には徳川將軍と諸侯とのみが眼中に在つて天皇はなかつたのである。斯道の實現せざると是れより甚だしきはなしといふべきだ。

徳川氏は朝廷に御料地を差上げず、御料米をたてまつるにとどめた。寛永の定めでは禁裡御料三萬六千石、仙洞御料一萬石、それに女院・中宮親王御料等を合せて總高十一萬石に過ぎなかつた。寔に恐多き極みである。

又武士にしても諸侯に忠なるを知つても將軍に忠なるを知らない。諸侯が將軍に反抗すれば共に反抗せねばならぬ。中には將軍に反抗すべきでないこと知りながらも諸侯に従つて行くものもあつたであらう。如何にして宜いやら分らない。斯道の實現せざる是れより甚だしきはなし。

然れども具眼のもの必ずしもないではない。徳川時代に於ては漢學は夙に開け、之れに對抗して國學も亦開け、契仲、荷田春滿、加茂真淵、本居宣長、平田篤胤何れも敬神崇祖の思想を鼓吹し、山縣大貳、林子平、蒲生君平、高山彦九郎等何れも皇室の式微を慨し、頼山陽は日本外史を著し、又日本政記を著して、日本の正當なる道を明かにし、水戸藩にては大日本史を著して皇室の尊きを示めし、勤王思想は次第に勃興した。種々の事情に促され、幕府は終に政權を奉還するに至つた。慶應三年十月十四日である。

第八 四民平等の御世

a 士農工商

袴を着し大小を帶した御侍が來ると道の傍に居づくまり、土下座して額を地に摺り付け、唯々御侍を貴い人と思ひ込んで居た時代があつたが、之を階級主義の時代といふ。其の時代には士が第一で農は米穀を作るからとて第二、工は家や品物を作るからとて第三、商は品物を交易するだけだから第四に措かれた。其は徳川時代であつた。切り棄て御免といふて士であれば農工商を斬つても構はぬとさへ考へられて居たのである。何故左様に士を貴んだかといふと當時は戦争が何時起るか分らず、戦争に役立つものは唯士のみであるからであつた。士に次いで農工商の順序だが先づ三者は大體に於て同じものであつた。「花は櫻木人は武士」。武士が社會第一の階級であつた。

武士は徳川百ヶ條に於ても庶民の模範と稱せられて居つた。然れば武士は四民の上に在りて種々なる特權を有つて居た。商人の如きは哀れにも唯其の露命を繋ぐといふ有様に過ぎなかつた。工匠商人を指して町人といひ、卑んで居た。如何に元氣ある青年と雖も町人の家に生るれば武士の前には腰を屈し、卑屈なる態度を取らなければならぬ様に教育されて了つた。其の風が今に遺りて町人は

時々卑まれる傾きがある。其の實を言へば社會は士農工商互ひに相ひ補ひて維持するものであるが、其の様の考へは其の當時には全然之れなく、一向に武士のみが社會に必要なものと見做されて居たのであつた。

然るに明治四年には封建制度を廢して郡縣制となし、士族は要らなくなつたから之をして歸農歸商せしめた。慣れぬ仕事ではあるが士族が田畑を耕やしたり、商賣に従事する様になつた。其れであるから四民は平等となり、農が上だとか商が上だとかいふとはなくなつて了つた。之を四民平等の御世といふので、上に威張るものがないから、何れも延び／＼したる生活をなすのが出来る様になつたのである。明治四年八月には賤民の稱も廢せられ、四民平等の大義は愈々宣揚せられた。

b 官吏と人民

四民平等とは言ひながら一時は官吏が仲々威張つて居つた。恰度武士階級が威張つて居た様のものだ。人民を呼ぶに「おい」これなどいふとも珍らしくなかつた。凡て物を識つて居る者は無智なるものを慢り、主人系のものは雇人系のもの

を慢る傾向あるものである。官吏は國家の事務の一端を受け持つて居るものであるから主人系と思ひ人民の上に立つものと思ふて威張るのは當然であるし、又官吏は各々學問修業したものであるから何の素養もない人民を馬鹿にするのも免れない。其處で官吏が武士の代りに威張つて居つたが、其れでも法律上には何等の特権もない。即ち官吏たるがために特別の權利を有つて居るといふとはないのである。

一面民間に於ても學者もあり、政治家もあり、大實業家もあり、又工藝家もあり、又一般に大識見家もある。官吏許りが偉らいのではないといふ考へが一般に行き渡り、官尊民卑といふ思想も次第に消滅し、四民平等の思想は次第に實現されつゝあるのは誠に喜ばしいとである。

苟も臣民として生れ來れるものには一人として特権あるものはない。一切の臣民は法律の前には皆平等である。民法にしても刑法にしても、一切の臣民に一樣に當て嵌まるものであつて萬一にも罪を犯して免れるといふ階級のあるとはいふ。一切平等である。

華族士族などいふ階級はあるが、法律上には何の區別もない。華族は公侯伯子男の五等に分れ、其の間に於て上下の別はあるが、法律上には何等の效力もない。士族は昔しの武士階級の名残りであつて、何の意味もないものだ。一般の人は平民でない。士族華族の名のない丈だ。即ち日本國民である丈である。

唯一つ注意すべきは貴族院令第三條に公侯爵ヲ有スル者滿三十歳ニ達シタルトキハ議員タルヘシとあつて生れながらにして國家の政治を議する資格があるといふとである。

第九 斯道の實現

明治大帝は「爾臣民克く忠に克く孝に」と宣はせ給ふて忠孝の二字の眼目たるを明かにせさせ給ひ「億兆心を一にして」と宣はせ給ふて人民が悉く心を一にして日本が一體となることを示させ給ふた。然らば如何にして億兆心を一にするかといふに

爾民臣父母に孝に、兄弟に友に、夫婦相和し、朋友相信じ、恭儉己れを持し、博愛衆に及ぼし、學を修め、業を習ひ、以て智能を啓發し、徳器を成就し、進んで公益を廣め、世務を開き、常に國憲を重んじ、國法に従ひ、一旦緩急あれば、義勇公に奉じ、以て天壤無窮の皇運を扶翼すべし。

と宣はせられて居る。即ち各人が同じ様に此の心持ちになりさへすれば、四海波靜かにして、春風駘蕩の御世となるのである。之を斯道の實現といふ。偶ま不逞の徒、國體を危くせんとするものもあるけれども、其の事の出来やう筈はなく、極めて微々たるものである。大體から見れば、斯道は實現されて、九千萬臣民咸く其の心を一にしつゝあるのである。

第十 外國文明の同化

a 儒佛の同化

日本は絶海の一孤島として、絶えず大陸からの文明的影響を被つて居た。而も能く之を同化して、以て日本的のものとした。儒教にしても、支那は革命の國であ

り従つて、忠の字を重んずるとを知らない。孟子は匹夫紂を誅すのみといひ、ひて支那としても、穩かならざるとをいふた位であるから、水戸では之を讀むとを禁じた。論語は孔子の言行を載せた者で、伊藤仁齋の如きは、宇宙第一の書と稱して居る位であるが、今日から見ると、孝のとを敍べて忠を敍べない。日本の修身教科書としては、物足りない感がする。此く儒教にも、日本に穩かでない處はあるが、日本人は穩かならざるものは、之を取らず、採るべきを採るといふやうにして、儒教乃至一般に漢學は日本の學問となつて了つた。乃ち儒教は完全に日本に同化されたのである。

佛教は佛を拜むのであるから、明かに日本の祖先を拜むのではない。佛教家は神佛一體を唱へ、或は祖先の靈は佛となるものなりと、教へ佛教の信仰は、毫も不都合なき様にしたため、佛教も亦全然日本の教へとなつて了つた。乃ち佛教を信ずるために、日本を忘れるといふやうなどは、全然ないのである。又漢字は六ヶ敷いので、片假名、平假名を考案した。之れがため、日本の文明は非常なる發達を遂げることが出来た。

日本の同化力の強いとは此くの如くだ。是れ皆一に國體の優秀なるに因るものである。

b 耶蘇教の同化

フランツァ・サヴィエーが始めて耶蘇教を傳へてより頓に流行し、九州の大名中之を信ずるもの多く秀吉の幕僚さへ信ずるものあるに至つた。秀吉一旦之を禁じ、次いで徳川氏に入り、之を嚴禁したが長崎地方にては隠れて之を信ずるもの多く一種の風をなした。明治以後或は西洋人により、或は日本人によりて盛んに布教せられた。けれども耶蘇教徒は往々にして日本在來の文物制度を侮つた。寺に入りて墓石を倒し、神社に行いて狛犬を倒した。殊に皇室に對して不敬の言を弄する者さへあつた。けれども其の後宗教は畢竟良心内のとであるから神を信じ、一切は神の攝理であると觀念して居るのと、俗世間に於て父母を敬し、天皇に忠誠を盡くすなどは全然別の話してあるとに氣付き、西洋の習慣をのみ是認して日本を非難するが如きとがないやうになつた。是れがため耶蘇教も亦日本に於る精神的滋養分として全然同化せらるゝに至つた。

o 西洋學術及思潮の同化

徳川時代にも海外の事情は知れて居たが殊に將軍吉宗が蘭學を奨勵してより、西洋の文化は多く輸入された。同時に防備を説くものも出て來た。明治以來一、西洋學術の輸入はいふまでもなく、法、醫、工、文、理、農の諸科に於て一として西洋に學ばないものはない。其れには西洋の語學を研究せざるべからずとなし、英語は勿論、獨逸語、佛蘭西等が盛んに研究せらるゝとなつた。最近中等學校より英語を廢さうといふ議もあるが、英語を廢しては西洋の長所を採るとが出来ない。今日とても外國の智識を取る必要は多々あるのである。

二、西洋の主義主張が續々輸入せられる。明治の初年には佛蘭西から自由民權の思想が入り來り、明治三十六年頃には社會主義が入り來り、大正八年にはデモクラシーが輸入せられ、次いで共產主義が入り來つた。

此く外國から續々輸入せらるゝに當り明治十年明治天皇には軍人に勅諭を賜はり、明治二十三年教育勅語を換發し給ふた。是れによりて日本の治安的精神的基礎は確立した。

結論 世界に於る日本

此く日本帝國は皇室を中心として一切人民の生々せられたる國家である。皇室は天地剖判の古に溯る。嘗て外國の侵略を蒙らない。是を以て氏族制度は依然として存續し、祖先崇拜を行ひ、忠孝不二である。

世界の國家を見るに或る者は人民が契約してなせるものである。之を契約國家(Contractual state)と云ふ。亞米利加の如きだ。或る者は權力者に由りて強制せられた。之を權力國家と云ふ。例へば以前の支那の如き或はナポレオン治下の佛蘭西の如き是れである。或る者は此の如き權力者が次第に法律を以て人民の權利義務を保障するやうになつた。之を合法國家と云ふ。今日の國家は大概其れである。然るに日本は全然之れと趣きを異にし、皇室より岐れ出でたる人民と天皇との關係は「義は君臣、情は父子」であつて、其の根本性質に於て道德國家と云ふべきである。

此點が極めて明瞭であるから儒教でも佛教でも皆同化せられ、敢て其の偏見を

振ふとは出來ない。社會主義にしても共產主義にしても皆同じである。

而して世界の大勢を見るに多數政治の弊害に飽いて居る。佛蘭西が共和政體になつたのも僅かに一票の差であつた。今日佛蘭西の南方には王政復古を熱望して居る一派さへある。ポーランドの如きも亦君主制を希望して居るもの少くない。獨逸も然り。ノルウェーも然り。此れから考へて見ても吾國體の尊嚴と有難さとが感ぜられる。日本の土地に生れたるものは大に之れが發揚に勉めなくてはならぬ。

(完)

昭和十一年一月廿八日印刷納本

昭和十一年一月廿八日印刷納本
昭和十一年二月十日發行

（附錄）三千年史の大略（附）
定價 金十二錢

不 許 複 製

編 者 巢園學舎出版部

東京市豊島區西巢鴨二ノ二六三九番地

著 者 遠 藤 隆 吉

東京市豊島區西巢鴨二ノ二六〇三番地

發 行 者 小 林 初 三 郎

東京市小石川區柳町二六番地

印 刷 者 淺 原 茂 樹

東京市豊島區西巢鴨二丁目二六三九番地

發 行 所

巢園學舎出版部

振替口座東京二二〇〇〇番
電話大塚九三二番・三二九〇番

終

